

目的別支援内容

① 認知症・介護に関する相談窓口

認知症・介護の相談

地域包括支援センター

高齢者に介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援を行うため、松山市が委託して運営している公的な相談窓口です。

松山市内には13か所のセンターと2か所のサブセンターがあります。

▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)

松山市役所

介護保険の手続きやその他福祉サービスの相談ができます。また、松山市では、長寿福祉課内に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、基幹型地域包括支援センターとして、高齢者への総合的な支援をはじめ、各地域包括支援センターへの指導や助言を行っています。

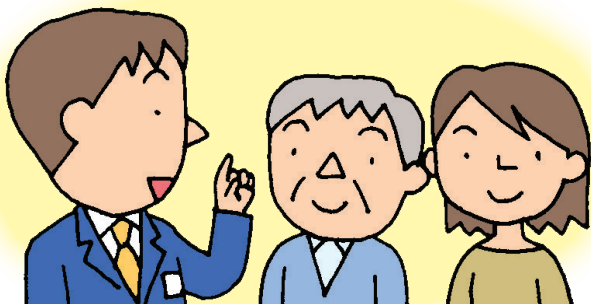
▶ 問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

松山市社会福祉協議会

すべての人が安心して暮らせる豊かな福祉社会を実現するため「みんながつながる支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、関係機関・団体及び地域住民と協働し、社会福祉協議会の使命である地域福祉推進に積極的に取り組んでいます。

▶ 問合せ先：松山市社会福祉協議会

事業名	担当課	連絡先
ふれあい・いきいきサロン活動支援事業 (P17参照) 愛の一声訪問事業 (P18参照) おももりネット (P18参照) 地域福祉サービス事業 (P19参照)	地域支援課	941-3828
松山市権利擁護センター (P19参照)	権利擁護支援課	913-9046
かぎ預かりSOS (P18参照)	総務調整課	941-4122



認知症地域支援推進員

松山市では、認知症になっても住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。

推進員は、認知症の人を支援する関係機関のネットワークづくりや、認知症の人やその家族の相談・支援体制の整備に取り組んでいます。

▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)
または松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

家族へのサポート

認知症の人と家族の会愛媛県支部

認知症に関心のある人なら、誰でも入会可能な全国規模の団体です。共に励まし合い、助け合って、認知症になっても安心して暮らせる社会を目指しています。

主な取り組みとしては、家族や介護者が集まる情報の交換や勉強会などを行う「つどい」の開催や、認知症に関する電話相談を受け付けています。そのほか、機関誌の発行、研修会の開催、講演会の講師派遣など、様々な活動をしています。

【電話相談】月・火・木・金曜日 10:00～16:00

※年末年始・祝日を除く

▶ 問合せ先：認知症の人と家族の会愛媛県支部
(☎923-3760)

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、どなたでも気軽に参加でき、互いに交流することができる「集いの場」です。認知症の人にとっては、地域とつながることができる場になり、家族にとっては認知症の方と交流し、認知症について理解を深められる場となっています。認知症カフェの情報は、松山市または愛媛県のホームページ参照。

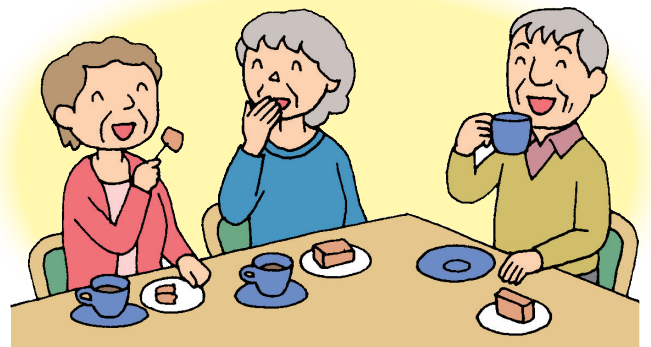
▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)
または松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

認知症サポーター、チームオレンジ

「認知症サポーター」とは、認知症とその家族の応援者（サポーター）のことです。サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族の“心の杖”となる立場の人です。（認知症サポーター養成講座についてはP7をご覧ください。）

また、認知症の人や家族の支援のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的活動が「チームオレンジ」です。

▶ 問合せ先：各地域包括支援センター
(裏表紙参照)
または松山市長寿福祉課
(☎948-6949)



目的別支援内容

②医療を受ける

認知症の相談・診断・病気の治療

かかりつけ医

日頃から本人の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか、健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師（ホームドクター）のことをいいます。

本人の健康状態などを詳しく把握しているうえ、本人や家族との信頼関係ができていますので、本人に自覚がない時などにも受診しやすい医療機関です。いざというとき適切に対応してくれますので、日頃から「かかりつけ医」を決めておくとういでしょう。

認知症サポート医

認知症サポート医とは、国立長寿医療研究センターが行う認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言やその他の支援を行う医師です。

認知症の人の診療に習熟しているとともに専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となっています。

認知症サポート医がいる医療機関一覧をご参照ください（16ページ）。

愛媛県認知症サポート医養成研修修了者一覧については、愛媛県ホームページ「認知症サポート医養成研修・かかりつけ医認知症対応力向上研修について」をご覧ください。

認知症専門医

認知症専門医とは、日本老年精神医学会や日本認知症学会など学会が認定している認知症の専門医のことで、主に「精神科」「神経内科」「心療内科」「脳神経外科」といった診療科の医師がそれにあたります。

また、認知症に特化している場合は、「物忘れ外来」という診療科を掲げている医療機関もあります。

認知症の専門医は、かかりつけ医から紹介してもらうこともできます。

認知症疾患医療センター

都道府県から指定を受けた認知症医療における専門医療機関です。現在、愛媛県内には7か所あり、「地域拠点センター」が6か所、「中核センター」が1か所指定されています。

〈地域拠点センター（松山圏域）：

医療法人誠志会 砥部病院〉

認知症医療に関する地域の拠点として、認知症の早期発見や早期対応の促進、医療や介護等の連携強化や専門職への教育などを行います。

【対応時間等】 9：30～16：30

※日、祝日を除く

▶問合せ先：医療法人誠志会 砥部病院
(☎957-5538)

〈中核センター：愛媛大学医学部附属病院〉

地域拠点センターへの助言・指導等を通じ、県下全域にわたる認知症医療水準の向上を担う医療機関です。



認知症サポート医がいる医療機関一覧（松山医療圏）

医療機関名	住所	電話番号
あさかぜクリニック	松山市西石井1丁目1-5	089-961-1122
一般財団法人永頼会 松山市民病院	松山市大手町2丁目6-5	089-943-1151
一般財団法人真光会 真光園	松山市南高井町1491	089-975-2000
医療法人 沖永内科医院	松山市北斎院町85-1	089-972-0634
医療法人 北吉田診療所	松山市北吉田町1019-1	089-965-4180
医療法人 友愛医院	松山市水泥町90-1	089-976-6262
医療法人一朋会 増田病院	松山市山越3丁目5-24	089-924-7804
医療法人鶯友会 牧病院	松山市菅沢町甲1151-1	089-977-3351
医療法人三志会 佐藤医院	松山市鴨川1丁目8-26	089-978-0018
医療法人樹人会 北条病院	松山市河野中須賀288-5	089-993-1200
医療法人順風会 天山病院	松山市天山2丁目3-30	089-946-1555
医療法人聖愛会 松山ベテル病院	松山市祝谷6丁目1229	089-925-5000
医療法人誠志会 砥部病院	伊予郡砥部町麻生40-1	089-957-5511
医療法人創実会 河田外科脳神経外科医院	松山市六軒屋町3-19	089-924-1590
医療法人たくま会 福原内科医院	松山市保免上2-3-10	089-941-8868
医療法人天真会 南高井病院	松山市南高井町333	089-976-7777
医療法人光佑会 くろだ病院	伊予郡松前町神崎586	089-984-1201
医療法人ミネルワ会 渡辺病院	松山市空港通7丁目13-3	089-973-0111
医療法人萌生会 稲田内科医院	伊予市下吾川381-1	089-983-3003
医療法人友朋会 栗林病院	松山市溝辺町甲331	089-977-3311
医療法人和昌会 貞本病院	松山市竹原町1丁目6-1	089-945-1471
愛媛医療生活協同組合 愛媛生協病院	松山市来住町1091-1	089-976-7001
愛媛県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川454	089-964-5111
おおぞら病院	松山市六軒屋町4-20	089-989-6620
大手町クリニック	松山市大手町1丁目4-1 ココファン松山大手町1階	089-931-1374
大野皮膚科	松山市南久米町686-8	089-975-6788
かしもと内科・胃と腸の内視鏡クリニック	松山市来住町518	089-976-7161
かどた脳神経外科	松山市古川北2丁目10-6	089-960-0020
河辺整形外科	伊予郡松前町浜858	089-985-0500
衣山クリニック	松山市衣山2丁目2-25	089-922-6336
このはな脳とこころの診療所	東温市北野田820-1	089-955-5087
社会福祉法人恩賜財団 済生会松山病院	松山市山西町880-2	089-951-6111
辻整形外科クリニック	東温市北方甲2880-1	089-960-6555
帝人松山診療所	松山市北吉田町1059	089-971-5968
長井医院整形外科・内科	松山市築山町7-11	089-947-1808
中野クリニック	東温市志津川1577-1	089-960-5800
はらだ脳神経外科	松山市桑原4丁目8-31	089-933-2122
久野内科	松山市此花町8-24	089-932-5567
ベテル三番町クリニック	松山市三番町3丁目4-12	089-941-1610
増田整形外科	松山市南梅本町1136-2	089-970-2020
三津整形外科	松山市古三津3丁目5-5	089-968-3333
もりもと在宅クリニック	松山市道後一万3-1	089-927-3331
やまだ耳鼻咽喉科	松山市古川北3丁目4-26	089-956-4133

※かかりつけ医からの紹介状（診療情報提供書）、事前予約が必要な場合や診療曜日等が限られている場合がありますので、受診等される場合は各医療機関にあらかじめご相談ください。（出典：愛媛県認知症サポート医養成者一覧 令和6年3月末）

目的別支援内容

③介護予防・認知症予防

地域の活動に参加したい

ふれあい・いきいきサロン活動支援事業

市内に住所を有する65歳以上の高齢者が心身機能の維持向上および介護予防を目的に、公民館や集会所等に集い、介護予防メニューを行う自主的なサロン活動を支援するための事業です。

新規立ち上げや活動に対する支援を行っています。

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)



健康づくり・介護予防に取り組みたい

保健所（健康づくり推進課）

■健康相談

健康に関する相談を電話または来所（予約制）で行います。

【時間】 9：00～17：00

【場所】 松山市保健所

▶問合せ先：松山市保健所 健康づくり推進課
(☎911-1817)

■栄養相談

食べ物、栄養に関する相談に応じます。なお、病気治療中の人の相談は、栄養士がいない医療機関に通院している人に限ります。主治医の栄養指導指示書が必要です。（要予約。ただし、特定保健指導に関することは除きます。）

【時間】 9：00～12：00、13：00～16：00

【場所】 松山市保健所

▶問合せ先：松山市保健所 健康づくり推進課
(☎911-1818)

■歯科相談

口腔清掃・義歯の使用方法等の口腔ケアについて相談に応じます。

【時間】 8：30～17：00

▶問合せ先：松山市保健所 健康づくり推進課
(☎911-1844)



④地域の見守り

見守りや安否確認をお願いしたい

民生委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

なお、お住いの地区の民生委員をお知りになりたい場合は、下記までお問い合わせください。

▶問合せ先：松山市生活福祉総務課 総務担当
(☎948-6391)

愛の一声訪問事業

77歳以上の一人暮らしの方を対象に、原則として週2回乳酸菌飲料を訪問配布します。安否確認、不慮の事故防止、社会的孤立感の解消を図ります。

※ただし、緊急通報装置、配食サービス、福祉電話の各サービスを受けている方は対象外です。

【利用料】 無料

【利用方法】 担当民生委員にご相談ください。

【申込み】 民生委員が取りまとめます。

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)

かぎ預かりSOS (かぎ預かり緊急時対応事業)

ご自宅の「かぎ」をあらかじめお預かりし、様子がおかしいと思われるときに、緊急連絡先や民生委員等への状況を確認したうえで、複数名立会いのもと、お預かりしている鍵を使って家屋内に入り、ガラス等を割ることなく安否確認を行うという仕組みです。

【利用料】 無料

※申し込みには、市社協個人会員への入会（1口1,000円）が必要です。（会費は年度ごとの更新制です。）

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 総務調整課
(☎941-4122)

徘徊が心配な時には

徘徊高齢者家族支援サービス事業

市内に住所を有するおおむね65歳以上の認知症状によって徘徊の見られる高齢者を、居宅において介護している家族に対するサービスです。高齢者に小型の電波発信機を携帯してもらい、行方が分からなくなった場合に、家族からの連絡を受けた受信センターが速やかに位置を検索し、家族にお知らせします。（受信センターは位置を家族に伝えるだけで捜しに行くことはありません。）

【利用料】 市民税所得割課税世帯 月：1,000円
市民税所得割非課税世帯 月：500円

▶問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

おまもりネット（松山市認知症高齢者SOSネットワーク）

認知症高齢者が徘徊により行方不明になった場合、早期に発見できるよう、協力者や協力事業者等に電子メールにて、捜索協力を依頼します。

【利用登録】 徘徊の恐れのある認知症高齢者の情報を事前に登録します。

【協力登録】 登録には、「個人」としての登録と「事業所」としての登録の2つがあります。

【登録方法】 各登録については、各地域包括支援センター（裏表紙参照）または下記へお問い合わせください。

▶問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6949)

松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)



目的別支援内容

⑤生活支援等のサービス

生活の手伝いをお願いしたい

地域福祉サービス事業

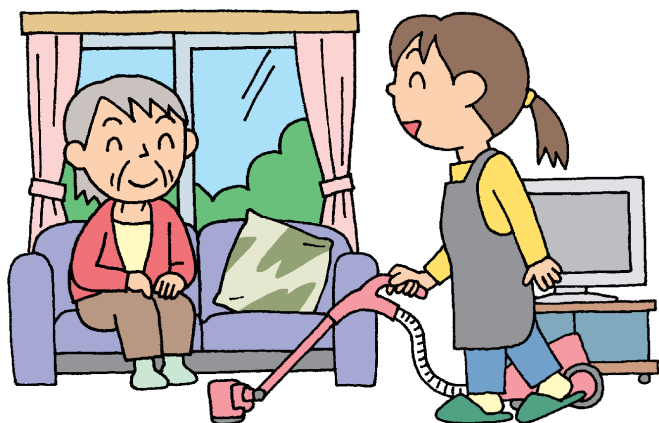
在宅の高齢者、障がい者、ひとり親世帯等で、何らかの原因によって日常生活に支障が生じている家庭を、地区社会福祉協議会を通じて協力会員（地域住民）が訪問し、簡易な生活援助等を行う地域住民の参加と協力による有料の住民参加型在宅福祉サービスです。

※地域によっては、必ずしもサービスが提供できるとは限りません。

【活動例】話し相手、ゴミ出し、庭の草引き、電球の交換など

【利用料】30分100円（協力会員1人につき）

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 地域支援課
(☎941-3828)



財産・権利を守る

松山市消費生活センター

消費生活相談

高齢者などが消費トラブルにあった際に、適切な支援や助言を行う相談窓口です。

【時間】8：30～16：00 窓口または電話で相談に応じます。(☎948-6382)

消費生活講座（出前講座）

消費生活講座は、悪質商法や特殊詐欺の被害防止を目的としています。

講座の受講を希望する10名以上の団体に講師を派遣しますので、下記へお問い合わせください。

▶問合せ先：松山市市民生活課 消費生活センター
(☎948-6381)

松山市権利擁護センター（松山市権利擁護センター運営事業・福祉サービス利用援助事業）

松山市権利擁護センター運営事業

認知症高齢者や障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を守るための相談窓口です。（令和3年4月1日からは、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく中核機関に位置付けられました。）

【内容】成年後見制度利用など権利擁護に関する相談及び支援を行います。また、弁護士・司法書士・行政書士による無料相談も定期的を実施しています。（要予約）

福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が訪問援助します。

【内容】福祉サービス利用の相談や援助、日常的な金銭管理等

【利用料】1時間まで1,000円

※ただし、生活保護を受けている人は無料です。

▶問合せ先：松山市社会福祉協議会 権利擁護支援課
(☎913-9046)

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、その人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度です。本人・配偶者・四親等以内の親族、もしくは必要に応じて市長が家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行い、本人の判断能力や必要性に応じて後見人等が選任され対応します。

また、将来判断能力が衰えたときに備えて、どのような援助を受けるかをあらかじめ決めておく「任意後見制度」もあります。成年後見制度に関する総合的な相談は下記へお問い合わせください。

▶ 問合せ先：松山市社会福祉協議会 権利擁護支援課
(☎913-9046)

■市長申立てについて

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人のうち、身寄りのない人や身内の援助が期待できない人の人権を守るため、市長が家庭裁判所に対して、成年後見制度の審判を申し立てます。市長申立てに関する相談は下記へお問い合わせください。

【市長申立の相談窓口】

疾患、障がいの種別	担当課	連絡・相談先
認知症高齢者	長寿福祉課	☎948-6949
知的・精神障がい者	障がい福祉課	☎948-6719

⑥介護保険サービス

- ※1 介護保険サービスを利用するには、要支援・要介護認定が必要です。詳細は、担当ケアマネジャーまたは、各地域包括支援センター、松山市介護保険課へ。
- ※2 地域密着型サービスは、認知症のある方、高齢者の方々が長年住み慣れた地域で生活ができるよう、原則松山市民のみが利用できるサービスです。

介護保険サービスの利用・相談

地域包括支援センター 連絡先は裏表紙参照。

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

本人、家族の意向を伺い、心身の状態に応じた居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成し、サービス提供機関との連携・調整ほか、各種相談等を行います。

自宅に来てもらうサービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄などの身体介護や掃除、洗濯、調理などの日常生活の支援を行います。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ移動入浴車などで自宅を訪問し、介護職員と看護職員が入浴の支援を行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、医学的な管理のもとでリハビリテーションを行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して1日に複数回の定期巡回と随時の対応で、介護と看護を一体的に受けられるサービスです。

※要支援1・2の人は利用できません。

※地域密着型サービス

施設に通うサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護事業所で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。

※地域密着型の通所介護もあります。

目的別支援内容

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。

※地域密着型サービス

施設に短期間入所するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、入浴、食事、生活訓練などのサービスが受けられます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでリハビリテーション、入浴、食事などのサービスが受けられます。

通い・訪問・泊まりができるサービス

小規模多機能型居宅介護

小規模な施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」や施設に「泊まる」サービスを柔軟に組み合わせて利用することができます。

※地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・泊まりで介護や医療・看護のケアを受けられます。

※地域密着型サービス

健康管理

訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、主治医と連携をとりながら、療養上の世話や健康管理を行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

福祉用具・住宅改修

福祉用具貸与・福祉用具購入

福祉用具のレンタルや購入をすることができます。

購入したときは助成があり、同一年度内で購入費全体として合計10万円を上限に、購入費のうち自己負担分を差し引いた額が支給されます。

※購入前に事前申請が必要です。

住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたときは助成があり、1軒につき改修費全体として20万円を上限に、改修費のうち自己負担分を差し引いた額が支給されます。

※着工前に事前申請が必要です。

⑦住まい

介護保険施設

介護老人保健施設

要介護1以上の認定を受けており、病状安定期で入院治療の必要がない状態の方へ、リハビリテーション中心の医療サービスと入浴・食事などの介護サービスを行い、在宅復帰を目指します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則要介護3以上の認定を受けており、寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要な状態で、自宅では介護が困難な方が家庭に代わる生活の場として、介護や療養上必要な支援を行います。

※地域密着型の介護老人福祉施設もあります。

介護医療院

要介護1以上の認定を受けており、医学的な管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

見守り、食事提供等を受けられる施設

ケアハウス

身の回りのことは自分でできるものの、身体機能の低下により、独立して生活するには不安がある場合等に入所できる施設です。

サービス付き高齢者向け住宅

介護の専門職による見守りや安否確認・生活相談を受けられる高齢者向けのバリアフリー構造の住宅です。

有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」です。有料老人ホームは「介護付」「住宅型」などに分けられます。それぞれの特徴や入居基準・サービス内容が異なります。

※地域密着型の有料老人ホームもあります。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

要支援2以上の認定を受けている認知症のある高齢者が、小規模で家庭的な雰囲気の中で、介護や日常生活の支援を受けながら共同生活を送る住宅です。

※地域密着型サービス

⑧緊急時の対応

もしもの時は

緊急通報体制整備事業

市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターが迅速かつ適切な措置を講じ、平常時には相談を受けつけたり安否確認を行います。

松山市内に在住でそれぞれ別世帯の協力者2名以上が必要です。協力者には、緊急時に受信センターがお願いすることに、いつでも対応いただきます。

【利用料】

市民税所得割課税世帯 月：1,000円

市民税所得割非課税世帯 月：500円

▶問合せ先：松山市長寿福祉課
(☎948-6842)

警察署／消防署

消費者被害等の犯罪被害や徘徊による行方不明あるいは急病などの場合は、迅速に警察や消防に通報相談しましょう。

▶警察署 緊急時：110

松山東警察署	勝山町2-13-2	☎943-0110
松山南警察署	北土居3-6-17	☎958-0110
松山西警察署	須賀町5-36	☎952-0110
愛媛県警察本部	南堀端町2-2	☎934-0110

▶消防署 緊急時：119

